

Q 労災による休業中は、整理解雇が禁止されるか

A

労働基準法では、①業務上負傷・疾病による休業期間とその後 30 日間②産前産後の休業集中とその後 30 日間について、労働者を解雇することを禁じています（同法第 19 条）。

①と②の状態にある者については、普通解雇だけでなく、整理解雇や懲戒解雇などあらゆる解雇が禁止されます。

ただし、この解雇制限は、⑦業務上負傷・疾病による休業中の労働者に対して会社が労働基準法第 81 条に定める打切補償を支払った場合⑧天災地変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合であって行政官庁（所轄労働基準監督署長）の認定を受けた場合のどちらかに該当する場合のみ、その適用が除外されます（同条）。

⑧の「やむを得ない事由」については、天災地変に準ずる程度に不可効力に基づき、かつ、突発的な事由であることとされています(昭 63・3・14 基発第 150 号)。

具体的には、震災に伴う事業場の倒壊、類焼などにより事業の継続が不可能となった場合などが⑧のケースに該当するとされていますが、取引先の閉鎖に伴う発注量の減少などは、⑧のケースに該当しないこととされています(前掲行政解釈)。